

井原市スポーツ協会表彰規程細則

井原市スポーツ協会表彰規程第2条の推薦母体の基準及び第4条に規定する審査、推薦基準の細目を次のとおり定める。

(井原市スポーツ協会表彰規程第2条の推薦母体の基準について)

1. 井原市スポーツ協会が推薦する場合

- (1) 井原市文化・スポーツ振興協会が激励金を交付した選手及び団体。
- (2) 他の推薦母体に属さない功労者及び優秀選手、優秀団体。

(井原市スポーツ協会表彰規程第4条の審査、推薦基準の細目について)

2. スポーツ功労者及び団体

- (1) スポーツ功労者については、井原市内に住所を有し、又は勤務し、又は市内に活動拠点を置く団体に所属する、原則として45歳以上の者で、次のいずれかに該当する者。
 - ①本協会並びに加盟団体及び各種団体において、10年以上継続して活動し、その功績の顕著な者。
 - ②地域の指導者として10年以上継続して活動し、地域の体育・スポーツの普及振興に多大な貢献をなした者。
- (2) 団体については、活動の拠点を井原市内におき10年以上継続して活動し、国・県及び本市の体育・スポーツの普及振興に多大な貢献をなした団体。
- (3) (1)の①のうち、本協会における功績が特に顕著と認められる者に対しては、スポーツ功労者特別表彰を行う。

3. 優秀選手及び優秀団体

- (1) 井原市内に住所を有し、又は勤務若しくは通学する者（市外の団体で活躍している個人を含む、生徒・学生については、保護者（生計維持者）が井原市内に住所を有しているものも含む）、又は井原市内に活動の拠点をおく団体に所属する者で、次の成績を残したもの。

①都道府県大会	優勝
②地区大会（複数の都道府県を含むもの）	入賞（ベスト8以上）
③全国大会以上	入賞（ベスト8以上）
- (2) 過去7回以上表彰を受けた選手及び団体には特別賞を授与し、以後の表彰は行わない。ただし、団体については、構成員に変更のある場合この限りでない。

4. 国民スポーツ大会出場者

該当年度の国民スポーツ大会に岡山県代表として出場する者で、井原市内に住所を有し、又は勤務若しくは通学する者。

5. 選考対象期間及び表彰

選考の対象となる大会は、前年9月1日から当該年8月31日表彰式を基準日として、前年1月1日から当該年1月31日までの間の大会とする。

ただし、4月1日から翌年3月31日を一事業年度とし、同一事業年度内の大会においては、1回の表彰とする。

6. その他

選考対象期間に井原市スポーツ表彰を受賞した者または、井原市スポーツ表彰に該当する成績をおさめた者については、当該表彰は行わないものとする。

附 則

この内規は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年9月12日から施行する。

附 則

この内規は、平成23年9月16日から施行する。

附 則

この内規は、平成24年9月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年9月18日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年5月11日から施行する。

附 則

この内規は、令和5年8月2日から施行する。

附 則

この内規は、令和6年4月26日から施行する。

附 則

この内規は、令和7年4月23日から施行する。

附 則

5. 選考対象期間及び表彰について、令和7年度表彰における選考対象期間は令和6年9月1日から令和8年1月31日までとする。

この内規は、令和7年9月1日から施行する。